

にっこり安心プラン「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」【概要版】

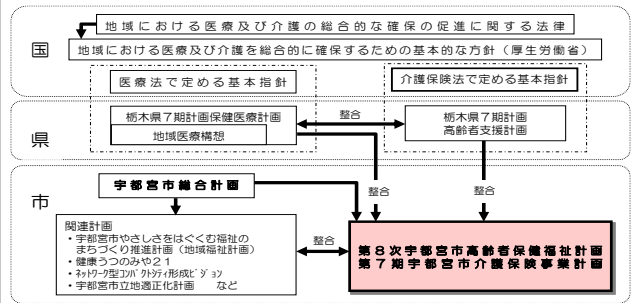
第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、必要となる施策・事業に円滑に取り組むことができるよう、本市がこれまで構築してきた「地域包括ケアシステム」の今後の深化・推進を目指し新たな計画を策定

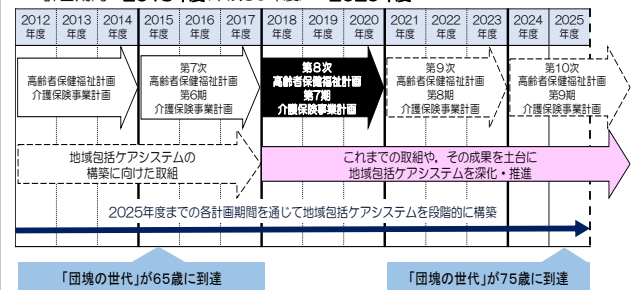
2 計画の位置付け

- 総合計画の分野別計画(健康・福祉)に掲げる基本施策を実現するための基本計画
- 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画
- 介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画
- 介護保険法に規定する国の「基本指針」に即した「地域包括ケア計画」としての位置付け



3 計画の期間

計画期間：2018年度(平成30年度)～2020年度



4 計画の構成・特徴

- 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた新たな計画
本市ではこれまで、地域療養支援体制の整備や認知症高齢者対策、介護予防事業などに先駆的に取り組んできたところであり、ネットワーク型コンパクトシティの形成と一体的にこれらの事業を体系化し、「地域包括ケアシステム」の将来像や施策の方向性を盛り込んだ計画で、「地域包括ケア計画」の位置付けとし、医療・介護・福祉のいずれの分野でも更なる促進を図ることとした。
- 将来の医療・介護需要への対応
従来の計画期間内の介護サービス量の需要推計だけでなく、栃木県が策定する医療計画との整合を図り、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた内容とした。
- 全体を見通せる計画構成
毎日の健康づくりから地域での支え合い、介護サービス、在宅福祉や権利擁護まで、流れを反映した基本目標を設定(自動から公助まで)したほか、本市ならではの取組を紹介するコラムを設けた。

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

1 国の動向

地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日)

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
 - ・ 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 - ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 など(社会福祉法、介護保険法など)
- 介護保険制度の持続可能性の確保
 - ・ 所得に応じた負担割合の見直し(介護保険法) など

4 前期計画の現状と課題

■ 基本目標1: みんががつかかり、支えあう地域社会の実現

- ・ 地域ネットワークの中核的な機関としたいが、地域包括支援センターの認知度が低い。
 - ⇒ 地域包括支援センターを通じた地域での支え合い体制の確保
 - ⇒ ひとり暮らし高齢者の安否確認の手法に限られている。
 - ⇒ 地域の関係機関・団体、近隣住民等による「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化
 - ⇒ 従来の生活支援サービスだけでは支えることが困難な高齢者が現れる。
 - ⇒ 「意識のバリアフリー化」による「我が事」ととらえる地域共生社会の推進

■ 基本目標2: 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

- ・ 事業参加の盛り起こしのできる工夫が必要である。
 - ⇒ 健康寿命の延伸に向けた高齢者の主体的な健康づくりと介護予防活動への支援
 - ⇒ 高齢者の通いやすい会場設定と多様な社会資源の活用
 - ⇒ 地域福祉の支え手であり、生きがいづくりの場でもある老人クラブ数・会員数が減少傾向にある。
 - ⇒ 老人クラブ活動をはじめとする社会参加活動の促進

■ 基本目標3: いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

- ・ 民間サービス等を意識したサービス設定とそのマッチングが求められる。
 - ⇒ 高齢者の身体的状況等を踏まえた福祉サービスの提供
 - ⇒ 認知症サポーターの養成は進んでいるが、医療職・介護職の参加が少なく、研修等の工夫が必要である。
 - ⇒ 認知症の正しい理解に向けた認知啓発の推進と認知症ケア体制の充実
 - ⇒ 権利擁護制度の社会的需要を満たす必要がある。
 - ⇒ 虐待防止の意識啓発や成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度周知と利用支援

■ 基本目標4: 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

- ・ 介護サービスは量的・質的に確保されているが、依然、在宅医療・介護ニーズは高い。
 - ⇒ 介護保険施設等の計画的な整備などの介護サービス量の適切な見込み
 - ⇒ 介護従事者への研修などによる介護サービスの質の向上
 - ⇒ 本市独自の「地域包括ケアシステム」の構築に向けた関係者の連携推進や理解促進

6 課題の総括

- 1 高齢者の主体的な健康づくりや活動の場づくり・仲間づくり・外出機会の提供による地域活動への積極的な参加
- 2 多様な主体の協働による高齢者支援や高齢者自身も地域の担い手となり互いに支え合う地域社会づくり
- 3 在宅医療・介護の連携強化や高齢者本人の希望・状態、介護者の状況等に応じたサービスの提供
- 4 認知症に対する正しい理解や高齢者が安心して暮らし続ける環境の整備と自立した生活を送るための支援
- 5 本市が目指す「地域包括ケアシステム」の将来像の明示と市民理解の促進

2 本市の高齢者の状況

○ 総人口、高齢者人口、要介護等認定者等の状況

項目	2010年度	2015年度	2020年度
総人口【人】	511,739	518,594	519,600
高齢者人口【人】	100,913	119,198	131,575
高齢化率【%】	19.7%	23.0%	25.3%
要介護等認定者数【人】	15,024	18,685	22,319
認定率【%】	14.9%	15.7%	16.9%
ひとり暮らし高齢者【世帯】	14,252	19,032	22,506
ひとり暮らし以上占めるひとり暮らし高齢者【%】	14.1%	16.0%	17.1%

→ 本市の総人口はH30年度をピークに減少するものの、高齢者人口や認定者等は増加傾向

3 基礎調査結果

○ 地域活動に参加意向のある高齢者の割合 **63.5%**

- 高齢者が近所・地域・ボランティアに求める支援
 - ・ 安否確認の声かけ (17.0%)
 - ・ 買い物 (14.6%)
 - ・ 話し相手 (12.4%)

○ 将来、在宅医療や介護を希望する高齢者の割合 **60.5%**

- 高齢社会において必要と思われる施策【高齢者】
- 地域包括支援センターなどの身近な相談窓口【若年者】
- 介護を支える人材の育成・支援の充実

5 国の動向や高齢者の状況・ニーズから導出された新たな課題

- 1 地域支え合い活動への高齢者の参加
生活支援体制整備事業のなかで、高齢者の活動の場を確保するとともに、地域活動への積極的な参加を支援する取組が求められている。
- 2 在宅医療・認知症対策への医療従事者の積極的参画
宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会などから、認知症サポート医や認知症対応向上研修修了者などの専門性の高い医療従事者の積極的な事業参加を求める意見が挙げられている。
- 3 在宅医・訪問看護士の確保
介護保険制度改正のなかで、都道府県医療計画と市町村介護保険事業計画が整合を図りながら、将来の在宅医療・介護施設等の需要にも対応できるサービス提供体制の確保が求められている。
- 4 認知症になっても安心して暮らし続けられる事業の確保
国の「認知症施策推進総合戦略(新カタラ)」において、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進していくとしており、市町村においても、この考え方を踏まえた事業の確保が求められている。
- 5 地域包括支援センターの機能的な圏域・立地
介護保険制度改正のなかで、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターが、身近な圏域で関係機関と連絡調整できる包括的な支援体制づくりに努めることとされている。

第3章 計画の基本理念と基本目標

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

- 基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現
- 基本目標2 地域で支え合う社会の実現
- 基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現
- 基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

第4章 施策・事業の展開

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
健康で生きがいのある豊かな生活の実現	地域で支え合う社会の実現	介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現	いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現
施策の方向性1：健康づくりの推進 ○ 主体的な健康づくりの推進 ○ 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進 施策の方向性2：生きがいづくりの促進 ○ 社会参加活動の促進 ○ 豊かな高齢期を支える学習機会の提供 ○ 多様な活動の場の提供 【主な事業】 ・健康ポイント事業の実施【新規】 ・高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進【拡充】 ・高齢者外出支援事業の推進【拡充】 ・特定健康診査・歯科検診の実施 ・日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進 ・老人クラブの育成・支援 ・シルバー人材センター事業の支援 ・ふれあい・いきいきサロン事業の推進 ・人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供	施策の方向性1：地域での支え合い体制の確保 ○ 地域での支え合い体制の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化 ○ 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア会議の充実 ○ 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の構築 ○ 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援 施策の方向性2：高齢者にやさしいまちづくりの推進 ○ 福祉のこころの醸成と交流活動の促進 ○ 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備 施策の方向性3：安全で安心な暮らしの支援 ○ 地域での相談・見守り体制の充実 ○ 安全で安心な暮らしを支える情報提供 【主な事業】 ・地域包括支援センターの運営・機能強化（基幹相談支援センターの設置）【新規】 ・生活支援体制整備事業の推進【拡充】 ・地域ケア会議の推進【拡充】 ・ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進 ・高齢者に対する交通安全・消費者教育の実施 ・気軽に外出できる環境整備の推進	施策の方向性1：介護保険事業の充実 ○ 介護保険サービスの安定的な提供 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○ 効果的・効率的な介護予防の推進 ○ 介護保険制度の円滑な運営 施策の方向性2：介護サービスの質の向上 ○ 介護給付適正化計画に基づく介護サービスの質の確保・向上 ○ 関係機関・団体と連携した介護人材の育成支援 施策の方向性3：介護者への支援 ○ 介護者に対する支援 ○ 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供 施策の方向性4：在宅医療・介護連携の推進 ○ 円滑な医療・介護連携に向けた仕組の構築・推進 ○ 在宅療養を支える専門職の育成・確保 ○ 在宅での療養や看取りに関する市民理解促進 【主な事業】 ・地域療養支援体制の推進【拡充】 ・在宅医療・介護連携に関する従事者相談窓口の設置【新規】 ・訪問看護ステーションの設置促進【新規】 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進【拡充】 ・地域介護予防活動支援事業の推進【拡充】	施策の方向性1：高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供 ○ 在宅福祉サービスの提供 施策の方向性2：高齢者の自立した生活を支える住環境の整備 ○ 高齢者の住まいに関する情報提供 ○ 高齢者の多様な住まい方の支援 施策の方向性3：認知症高齢者等対策の充実 ○ 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進 ○ 認知症ケア体制の構築 ○ 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進 施策の方向性4：高齢者の権利を守る制度の利用支援 ○ 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供 ○ 成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度周知・利用支援 【主な事業】 ・認知症初期集中支援チームの設置・稼働【新規】 ・認知症サポーター等の養成・支援の推進 ・認知症サロン（オレンジサロン）の推進 ・高齢者ホームサポート事業の実施 ・高齢者向け住宅の普及促進
【主な目標（指標）】 高齢者専用バス乗車券等利用者数 （2016年：25,153人 ⇒ 2020年：31,200人） 高齢者等地域活動支援ポイント事業参加者数 （2016年 11,133人 ⇒ 2020年：18,000人）	【主な目標（指標）】 地域ケア会議開催回数 （2016年：147回 ⇒ 2020年：410回） 第2層協議体の設置数 （2016年：0地区 ⇒ 2020年：39地区）	【主な目標（指標）】 介護予防自主グループ数 （2016年：164グループ ⇒ 2020年：250グループ） 介護予防自主グループ登録者数 （2016年：2,365人 ⇒ 2020年：3,420人）	【主な目標（指標）】 認知症サポーター養成講座受講者数 （2016年：28,600人 ⇒ 2020年：40,000人） 医療・介護従事者合同研修会参加者数 （2016年：75人 ⇒ 2020年：680人）

第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

1 地域包括ケアシステムの将来像

- (1) 2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた課題と取組の方向性
- 2025年には、本市の後期高齢者は2015年の1.5倍に増加し、医療・介護ニーズの増加や認知症対策の重要性が高まる見込み
 - 本市の高齢者の6割超は在宅で最期を迎えることを希望しているが、実際に在宅で最期を迎える方は2割程度
⇒ 看取りも含めた在宅医療・介護の提供体制の整備、市民一人ひとりによる健康寿命の延伸やサービス・資源の適切な活用
 - 本市の高齢者の1.6%はひとり暮らし、今後も増加する見込み
⇒ 地域における支え合いの取組の維持・充実
 - 高齢者が安心して生活できる将来の社会基盤の構築が必要
⇒ 地域と連携した生活支援の体制整備等の充実
⇒ 公共交通の再編や立地適正化などを通じた移動しやすい便利な生活環境の形成
⇒ 地域包括支援センターと連携した地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりの推進

(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

- 国が示す5つの分野（「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」）に、「医療・介護連携」と「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施
- ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）の取組により、日常生活に密着した都市機能の集積・集約が図られるとともに、公共交通の利便性の確保・充実により、外出しやすい環境を整備。あわせて、高齢者が利用しやすいNCCの拠点などで相談に応じる体制を構築

2 市民理解の促進

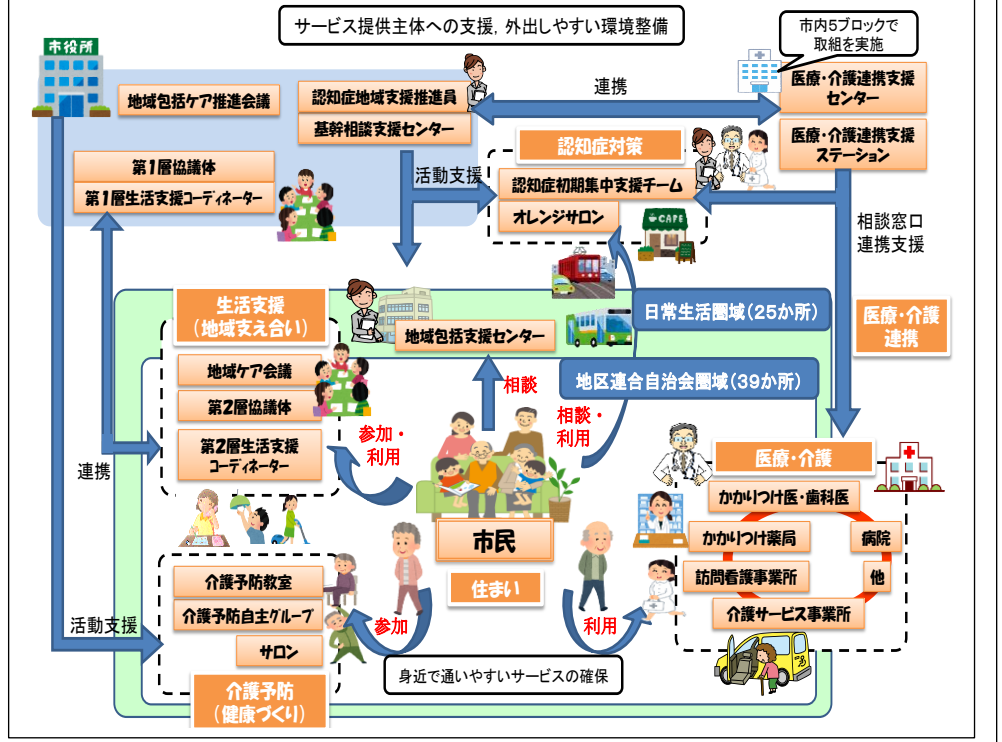
- 市民が、身近な地域のサービス・支援や、相談先、利用方法などを把握しておくことが必要
- 市民一人ひとりが、地域包括ケアシステム構築の必要性等を理解し、主体的に取り組むことが重要

(2) 市民の身体状況等に応じた自立した生活の実現

市民が、身体状況等に応じて取り組むべき内容等について整理

	特徴・課題	取り組むべき内容
壮年期	・高齢期に向けた生活設計や健康づくりが必要	・地域の支え合いの「担い手」として積極的に参加
高齢期（元気高齢者）	・地域の支え合いの「担い手」として期待される ・健康状態等にあった運動習慣の維持が必要	・積極的な外出、趣味活動など、生きがいを持ち活動的な生活 ・健康づくりや介護予防活動への参加
高齢期（介護が必要）	・身体機能の低下や生活習慣病の発症等 ・自分らしい生活の実現に向けて介護サービス等の活用が必要	・在宅医療・介護サービスに関する理解と的確な活用 ・認知症やその支援策に関する正しい知識・理解を持つ

(4) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築（地域包括ケアシステムのイメージ）



第6章 計画の推進に向けて

- 計画の周知
- 身近な地域での事業展開
- 地域・関係機関との連携
- 事業者への支援
- 計画の進行管理
- 関係部局との連携
- 計画の評価

■ 計画の評価

・ ほぼ毎日外出している高齢者の割合	【現状】 37.3%	⇒	【目標（2020年度）】 40.0%
・ 身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	57.3%	⇒	67.0%
・ 必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合（地域ケア率）	14.6%	⇒	16.0%
・ 認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合	8.4%	⇒	14.0%